

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

配偶者控除と配偶者特別控除

Q: 配偶者控除と配偶者特別控除とはどう違うのでしょうか。両方受けることはできるのでしょうか。

A: (1)配偶者控除……合計所得金額が35万円以下の配偶者を有している場合、原則として35万円の配偶者控除が受けられます。

合計所得金額とは、純損失及び雑損失の繰越控除を適用する前の総所得金額等の合計をいいます。

(2)配偶者特別控除……本人と生計を一にする配偶者について、最高35万円を所得控除するというもので、本人の合計所得金額が1千万円以下である場合に限られます。

控除額は、配偶者が配偶者控除の対象となる人(控除対象配偶者といいます)に該当するかどうかで区分され、さらに配偶者の所得金額によって段階的に控除金額が異なります。

(3)注意点

上記の控除については、それぞれの要件を満たしていれば両方受けることができます。

注意すべき点は、それぞれ所得要件となる合計所得金額の計算です。

例えば、マイホームを譲渡し3,000万円の特別控除を適用した場合、譲渡益が3,000万円以下であれば税金はゼロとなります。しかし、合計所得金額は、特別控除前の所得が合計所得金額に加えられることとなります。

